

令和3年海審第2号

裁 決
漁船A沈没事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、海難審判所は、理事官福島正人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年5月8日23時59分

長崎県女島南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 340トン

全 長 62.80メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成3年5月に進水した、船首楼及び船尾楼を備え、船尾楼上の船首寄りに船橋を設けた、大中型まき網漁業船団に運搬船として付属する鋼製漁船で、船首楼後方の上甲板下に砕氷機室及び魚倉8倉を備え、主に東シナ海東部の漁場で操業を行っていた。

砕氷機室は、約60立方メートルの容積があり、同室の開口部はFRP製の蓋板を化学繊維製の水密カバーで覆い、周囲を木製の枠で押さえたうえで、くさびを打ち込んで水密かつ堅ろうに閉鎖するものであった。

船橋内には、中央前部に自動操舵装置を組み込んだ操舵スタンドを備えるほか、主機遠隔操縦装置、1号及び2号レーダー、GPSプロッター等がそれぞれ設置されていた。

(2) a 受審人の経歴

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか7人が乗り組み、僚船4隻と共に操業の目的で、船首3.5メートル船尾5.0メートルの喫水をもって、平成30年5月5日06時00分長崎県浜串漁港を発し、東シナ海東部の漁場に向かった。

a 受審人は、翌々7日07時00分前示漁場に到着して操業を行い、あじ及びさばを200トン程度漁獲した後、各魚倉の開口部は水密カバーを掛けて堅ろうに閉鎖したものの、砕氷機室の開口部は水密カバーを掛けず、蓋板を被せただけの状態、翌8日06時30分船首3.8メートル船尾5.5メートルの喫水をもって、漁獲物を満載状態で水揚げ地の長崎県三重式見港に向け漁場を発進した。

a 受審人は、僚船から今後風が強まるとの情報を入手して三重式見港までの気象状況を懸念し、08時00分船舶所有会社に気象情報の提供を依頼して、同港までの航行中に18時頃から北北東風が風速毎秒10メートル（以下、風速については毎秒の値を示す。）に達し、波高2メートルとなる見込みとの気象情報を入手した後、船橋当直を甲板長、自身、一等航海士、二等航海士の順で2時間単独の当直体制とし、11時00分甲板長に当直を委ねて降橋した。

11時45分福岡管区気象台は、8日09時観測の結果を気圧の傾きが急になっており、長崎西海上では、北東の風が強く、最大風速15メートル、21時までに同18メートル、9日03時までに同15メートルに達する見込みとして海上強風警報を発表した。

18時00分少し前 a 受審人は、21時からの当直に備えて自室で休息していたところ、左舷船首方からの波浪による船体動揺が始まったことを感じて昇橋し、当直中の二等航海士から当直を引き継いで操船に当たり、18時00分女島灯台から185度（真方位、以下同じ。）54.0海里の地点で、針路を050度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、北風が風速13メートル、北方からの波浪が波高約3メートルとなり、風波が増勢していることを認めたが、これまで甲板上に波が打ち込んでも砕氷機室に海水が流入したことがなかったため同室の蓋板に水密カバーを掛けるまでもないと思い、砕氷機室の開口部を水密かつ堅ろうに閉鎖するなど、荒天準備を十分に行わなかった。

19時00分、a 受審人は、入直のために昇橋した甲板長を見張りに付けて続航し、20時00分女島灯台から164度41.0海

里の地点で、035度に針路を転じ、10.5ノットの速力で、長崎西海上に海上強風警報が発表された状況下、女島南方沖合を三重式見港に向けて進行した。

a 受審人は、21時00分女島灯台から150度35.5海里の地点に至り、折からの北北東風が風速13メートルないし同14メートル、北方からの波浪が波高3メートルを超えたことを認め、左舷船首方から波浪を受けて船体が右舷側に大きく傾いたので、速力を減ずるとともに船首部の作業灯を点灯した。

a 受審人は、甲板上に打ち込んだ海水により砕氷機室の蓋板が浮いて外れ、開口部から同室に海水が流入していることを認めたものの、どうすることもできず、やがて、砕氷機室に流入した海水と船首部上甲板に滞留した海水により船首トリムとなり、甲板上に打ち込んだ海水が船首部上甲板の右舷側に滞留したことにより船体が右舷側に傾き、船首部右舷側ブルワーク上端が没水状態となって同室への海水の流入が続き、乗組員とともに救命いかだで退船したのち、23時59分女島灯台から150度35.5海里の地点において、Aは浮力を喪失して沈没した。

当時、天候は曇りで風力6の北北東風が吹き、付近には北方からの高さ約3メートルの波浪があり、長崎西海上に海上強風警報が発表され、潮候は上げ潮の中央期であった。

その結果、Aは、廃船処理され、乗組員は来援した僚船に救助されたものの、うち1人が右眼瞼裂創を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件沈没は、夜間、女島南方沖合において、長崎西海上に海上強風警報が発表された状況下、漁獲物を満載状態で三重式見港に向け航行中、

荒天準備が不十分で、甲板上に打ち込んだ海水により砕氷機室の蓋板が浮いて外れ、開口部から同室に海水が流入して船首トリムとなり、甲板上に打ち込んだ海水が船首部上甲板の右舷側に滞留し、浮力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、女島南方沖合において、長崎西海上に海上強風警報が発表された状況下、漁獲物を満載状態で三重式見港に向け航行中、風波が増勢していることを認めた場合、砕氷機室の蓋板に水密カバーを掛けていなかったのだから、甲板上に打ち込んだ海水が同室に流入することのないよう、砕氷機室の開口部を水密かつ堅ろうに閉鎖するなど、荒天準備を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで甲板上に波が打ち込んでも同室に海水が流入したことがなかったのに、砕氷機室の蓋板に水密カバーを掛けるまでもないと思い、荒天準備を十分に行わなかった職務上の過失により、甲板上に打ち込んだ海水により同室の蓋板が浮いて外れ、開口部から砕氷機室に海水が流入して船首トリムとなり、甲板上に打ち込んだ海水が船首部上甲板の右舷側に滞留したことにより船体が右舷側に傾き、船首部右舷側ブルワーク上端が没水状態となって同室への海水の流入が続き、浮力を喪失して沈没する事態を招き、乗組員1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月18日

海難審判所

審判長 審判官 山 岸 雅 仁

審判官 古 城 達 也

審判官 黒 田 拓 幸